

令和7年度 放課後児童支援員 募集案内

- | | |
|-------------|--|
| 1 職 務 内 容 | 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後等に発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう支援を行い、その健全な育成を図る業務。 |
| 2 勤 務 地 | 高知市放課後児童クラブ（※春野地区を除く高知市立小学校） |
| 3 募 集 人 数 | 10名程度 |
| 4 身 分 | 会計年度任用職員（パートタイム） |
| 5 勤 務 条 件 等 | |
| (1) 雇用期間 | 令和7年4月1日から令和8年3月31日
(勤務評価に基づき、1年を超えない範囲内で再度の雇用もありえます。) |
| (2) 勤務時間 | ① 通常開設日 … 13:30～18:30の1日5時間（月～金）
※学校行事等により勤務時間が異なる場合があります。

② 一日開設日 … 8:00～17:00, 8:30～17:30, 9:00～18:00, 9:30～18:30の
1日8時間シフト制 |
| (3) 休 日 | 土曜日（第三土曜日を除く）、日祝日、年末年始（12月29日から1月3日） |
| (4) 休暇制度 | 年次有給休暇10日（1年目の場合）
その他の休暇として結婚、忌引、出産等の特別休暇（有給・無給）があります。 |
| (5) 報 酬 | 年収 約249万円
高知市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づき支給します。
経験年数に応じて号給が加算される場合があります。 |
| (6) 手 当 等 | 6月・12月期末勤勉手当（支給額はその都度決定）
時間外手当に相当する報酬・通勤手当に相当する報酬 |
| (7) 保 険 等 | 健康保険・厚生年金・雇用保険・労働者災害補償保険あり |
| (8) 服務義務 | 地方公務員法により次の服務義務が課せられ、違反した場合は、懲戒処分（戒告、減給、停職又は免職）等の対象となります。
・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
・信用失墜行為の禁止 ・秘密を守る義務 ・職務に専念する義務
・政治的行為の制限 ・争議行為等の禁止
※営利企業への従事等は報告が必要となります。 |
| (9) そ の 他 | 「高知県放課後児童支援員認定資格研修」を未受講の者は、採用後受講すること。
また、新年度の雇用については、その年度の予算が成立することが条件での雇用となりますので、ご注意ください。 |

6 応募資格

(1) 児童の健全育成に熱意があり、次のいずれかの一つに該当する者

- ① 保育士の資格を有する者
- ② 社会福祉士の資格を有する者
- ③ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による高等学校（旧中学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中学校等を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の過程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第 9 号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2 年以上児童福祉事業に従事した者
- ④ 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
- ⑤ 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規程による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- ⑥ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を取得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学が認められた者
- ⑦ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ⑧ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ⑨ 高等学校卒業者であり、かつ、2 年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が相当と認めた者
- ⑩ 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が相当と認めた者

(2) 市内通勤が可能である者

(3) 上記の応募資格を有する者であっても、次のいずれかの一つに該当する者は、受験できません。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- ③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

7 選 考 試 験

【第1次試験】 日時／令和7年7月6日(日) 午前9時30分から (受付は9:10～9:30)
※午前9時30分に遅れた場合は受験することができませんのでご注意ください。

試 験 方 法	時 間	場 所
・ 注意事項説明等 ・ 筆記試験 … ○就業適性検査 ○パーソナリティ試験	・ 午前9時30分 ・ 午前9時35分から (約2時間30分程度)	高知市役所 本庁舎 4階 422 会議室

筆記用具については、黒ボールペン・鉛筆（HB又は2B）・消しゴムを持参してください。

【第2次試験】 1次試験合格者に対して行います。
※詳しい日程等は、第1次試験合格発表の際にお知らせします。

8 結 果 発 表

- (1) 第1次試験合格発表 … 令和7年7月中旬に本人宛て文書にて合否を通知します。
- (2) 第2次試験合格発表 … 第1次試験合格発表の際にお知らせします。

9 申 込 方 法

市販の履歴書に写真貼付の上、令和7年5月30日(金)から令和7年6月13日(金)までの(土・日・祝日を除く)、午前8時30分～午後5時15分に、高知市役所本庁舎3階子ども育成課に持参してください。

【郵送による申込み】 令和7年6月13日(金)までの消印のあるものに限り受け付けます。送信用封筒の表に「選考試験受験」と朱書し、返信用封筒(受験票送付先の住所及び氏名を明記し、320円切手(特定記録用)を貼付した定形封筒に限る)を同封の上、必ず特定記録または書留にてお送りください。

10 郵送・お問合せ先 〒780-8571 高知市本町5丁目1番45号
高知市役所 本庁舎3階(302窓口)
高知市こども未来部 子ども育成課
TEL 088-823-9482
FAX 088-825-2440